

令和6年度第2回個別避難計画担当者会議 議事要旨

2025年2月24日(月)

辻堂市民センター 3階 ホール

1. 【ご提案】辻堂在住の住民に対する協力のお願いについて

加藤検討会座長より、資料1、2に沿ってご説明いただいた。また、次のとおり補足があった。

- ・10月に担当者会議を開催した後、実際に動き出したときに地区住人全体に周知することが必要なことに気が付いた。
- ・本来は始める前に配布すべきではあったが、まだ走りはじめであること、また来年度以降も続けていくことを加味して、今後全戸配布する予定。
- ・早めに配りたい方はコピーして配る、見せるなどして使っていただきたい

【意見等】

質問：調査票の「誰と」の欄に支援者が2人必要と書いてあるが、確保が難しいところもあると思う。記載として残すべきか検討いただきたい。(東海岸4丁目町内会)

回答：法律上の明記はないが、国からは1人だとその方に何かあると2人必要という案内があるため、それに準拠している。ただ、2人と書いてあるが1人だと受付できないということはない。(加藤検討会座長)

回答：難しければ1人でも可と補足してもよい。(危機管理課)

回答に対する意見：作成進めていく中で、2人というのはハードル高いと感じたので、補足があるのはよいことだと思う。(南海岸町内会)

意見に対するコメント：10月にお伝えしたとおり、無理は禁物である。できる限りのスタンスで続けていただきたい。(加藤検討会座長)

質問：調査票の記載について、大雨と地震の2つの分けでいいのか。(南町自治会)

回答：大雨で必ず洪水になるわけでもなく、地震も津波が必ず来るものでもないが、基本的にセットで考えてこのような分け方にしている。(危機管理課)

2. 【ご提案】個別避難計画の書類の渡し方について(試案)

実際に始めてみて、どう渡していいものか迷うことがあったので一例として紹介をさせていただくものとして、加藤アドバイザーより資料3のとおりご説明いただいた。

【意見等】

意見：養生テープは日が経つと取れなくなる。封筒にセロハンテープなどを事前に貼り、その上に貼ることではがせるようになると思う。(ライオンズマンション本鵜沼ガーデンコート自治会)

意見：自治会町内会に加入していない人もいて、その方の個人情報を担当者が持つことについて、何か見解があるか。また、市からの正式な通知がないと、最近の個人情報の取り扱いや詐欺への懸念から、動きにくいところがある。(南町自治会)

意見に対する回答：自治連等地域団体の総会などで周知はさせていただいている。また、自治会町内会未加入者の取り扱いについては、要支援者名簿の記載確認の際に加入を勧める一文を記載させていただいている。また、個別避難計画の作成のために回る際に、これを機に自治会町内会の加入を勧めていただくのもよいと思われる。(危機管理課)

質問：国としては策定を市町村の努力義務としている中で、自治会町内会にそれを任せていいのか。また、未加入者に対して自治会町内会からこのことについて話しかけていいのか。未加入者と加入者を同等に扱っていいのか、市としての見解が知りたい。(北町町内会)

回答：国からの努力義務について、市の進め方の細かい記載はない。このため、藤沢市では福祉の窓口サイドで進めることも並行しつつ、自治会町内会を主体に進める形をとらせていただいている。また、未加入者については、できる範囲で助けていただきたいが、自治会町内会の活動の範囲内とは言えない部分もあるかと思うので、進めるかどうかは自治会町内会でご判断いただきたい。(危機管理課)

回答に対する意見：市がまず作成したものをたたき台にして、各自治会町内会で加筆修正していくスタンスが必要ではないか。この形であれば、未加入者の問題も解決できると思っている。(北町町内会)

意見に対する回答：令和3年5月の法改正の際には国は2つの方策を示している。それは福祉専門職による作成、あるいは地域または本人が作成するという指針で、その方向で進めている。市がまず作成してということについては、市内全体に対象者がいる中で、1人1人の状況を把握しきれない現状があることから、自治会町内会にお願いしたい。(危機管理課)

回答に対する意見：第1回の際に豊島区が視察に来られ、豊島区では区が作成しているという話があった。それを聞いたこともあって、自治会がまず見本を見せるというのではなく、市が見本をつくるものではないかという思いが強まった。(北町町内会)

意見に対するコメント：市町村の努力義務ではあるが、1人1人すべて把握できているわけではないため、市主導では進めづらい現状がある。そこで、地区防災協の会議の中で共助の取り組みとして進めてはどうかと提案し、検討会を立ち上げた。これに市も賛同し、辻堂地区をモデルとして住民主体の進め方をして

いる。豊島区については私が大正大学に在籍していることもあって視察に来たが、多くの自治体は委託をしたくてもできずに自治体主導でせざるを得ない状況にある。(加藤検討会座長)

質問：署名を集めるのに苦労しつつ、現在作成中であるが、原本をだれに渡すのか、控えを誰が持つのか、いま一度確認したい。(辻堂東海岸4丁目町内会)

回答：署名は記入の難しい方もいると思うので、調査票記載のとおり、必ずしも本人である必要はないので、適宜対応いただきたい。原本は市へ、控えを本人、自治会町内会、民生委員あたりまでが共有する範囲である。(危機管理課)

3. 委託費について

危機管理課より、次のとおり説明した。

- ・本人や家族が自主的に作成した場合は対象外であるが、自治会町内会をはじめとする団体など共助の取組による個別避難計画の作成については、手数料の支給の対象としている。
- ・今年度予算での支払い分は、3月10日(月)までに辻堂市民センターに作成した個別避難計画をご提出いただきたい。
- ・提出いただいた団体ごとに、メール等で支払い手続きを危機管理課と進めさせていただきたい。
- ・それ以降の提出の分については、来年度にも予算を獲得しているので、来年度予算による支払いとさせていただく。

【意見等】

質問：1枚につき7千円なのか(桜花園自治会)

回答：高齢者夫婦などで、避難計画が全く同じ方で1枚に2人分の記載があるものについては2件分として扱わせていただく。(危機管理課)

質問：要支援者名簿に載っていない方について作成した場合はどうなるか。(東海岸3丁目町内会)

回答：名簿は作成した時点の問題もあるので、必要な方は来年度からの名簿に追加させていただくことで対応したい。(危機管理課)

質問：年度に1回もらえるのか。(駅前町内会)

回答：初めて作成した際に支給するもので、更新には支給されない。あくまでも新規の時だけが対象となる。(危機管理課)

回答に対する質問：支援者が変わるなど、内容変更は対象か。(駅前町内会)

回答：更新の場合には支給されない。あくまでも新規の時だけが対象となる。(危機管理課)

質問：支払いは誰宛になるのか。(ヴェレーナ湘南海岸自主防災組織)

回答：どの口座に振り込むかは団体でご指定いただくことになる。(危機管理課)

質問：要支援1の方も対象か。(ヴェレーナ湘南海岸自主防災組織)

回答：対象である。(危機管理課)

質問：7千円という金額の根拠は何か(辻堂海岸団地自治会)

回答：国の全国基準で定めている。(危機管理課)

回答に対する意見：先ほど話があったが、こういうところの周知が足りないことが自治会では問題になる。支援者でない人も含めて、丁寧な周知をお願いしたい。(辻堂海岸団地自治会)

意見に対するコメント：共助の取り組み、ボランティア精神を確認したうえで進んでいることもあって、委託という金銭が生じるとお金のためにしようということになる懸念があった。このことから、委託費が出ることを周知することについて、難しいところだと思っている。(加藤検討会座長)

質問：ボランティアだと思っていたが、本人作成だと委託費なしで、団体だと委託費ありというのがグレーに感じる。本人と自治会が協力し合って作成した際に、本人名で出すと出なくなってしまうのか。(ライオンズ本鵜沼ガーデンコート自治会)

回答：調査票の右上の「作成者」が誰になるかで判断する。自治会で作成した場合はそこが自治会名となり、本人の場合は本人となる。(加藤検討会座長)

質問：ケアマネージャーが自治会よりも本人に近いこともあるが、その時はどうすればよいか(ライオンズ本鵜沼ガーデンコート自治会)

回答：その際は市に報告すれば市経由でケアマネージャーへ委託するという方法もある。自治会から話すことが難しいときは任せてよい。(加藤検討会座長)

4. 取り組んでみての疑問・困りごとなど

意見：要支援者2, 3の人と話して、良かった点と疑問点1つずつある。良かった点はこの策定をきっかけに安否確認訓練に際して要支援者であることを開示することを承諾され周知できるようになったこと。疑問点は1Fにお住まいだが重度の方で、自宅が津波で浸水等により住めなくなることを見越して、福祉避難所へ行くことになるが、その先の動きが見えないことである。(ヴェレーナ湘南海岸自主防災組織)

意見に対するコメント：今回の策定をきっかけに他の取組につながるのは好事例で、ありがたいことだと思っている。疑問点の福祉避難所については、2次の受け入れ先が見つかり次第となってしまうので、不透明なところがある。1次福祉避難所に長期でいる可能性もあるがいつまでもいられるわけでもないので、市としては2次の受け入れ先を早急に見つけられるよう、動いていく。(危機管理課)

意見：策定に向けてお宅を回っていて、「もう逃げないよ。ここにいるよ」というご高齢の方がいた。また、指定緊急避難場所が湘南工科大学だと思っていた

が違った。(辻堂東海岸4丁目町内会)

意見に対するコメント：指定避難所と指定緊急避難場所の違いがあるので、その点は災害の種類に応じて記載が変わってくる。調査票についてはまずは助かるための避難場所ということで、指定緊急避難場所を記載いただきたい。なお、湘南工科大学は指定緊急避難場所ではないが、津波避難ビルのため、記載してもよい。(危機管理課)

コメントに対する質問：指定緊急避難場所と津波避難ビルの違いは何か。(駅前町内会)

回答：指定緊急避難場所は従事者がいる場所が指定されているが津波避難ビルとしては民間ビルを含め登録いただいている。(危機管理課)

質問：策定した個別避難計画の提出方法はできたものから順次でいいのか、それとも集計してまとめてからがいいのか。(富士見ヶ丘自治会)

回答：集計の必要はないので、順次でもまとめてでも良い。(危機管理課)

質問：資料2の全戸配布はいつごろか(フジビュー太平台自治会)

回答：確定はしていないが、自治連の役員会にて、来年度の避難行動要支援者名簿の受け渡し時期に合わせて全戸配布する予定となっている。それよりも早く必要な自治会町内会がある場合は、個別に辻堂市民センターへご相談いただきたい。(辻堂市民センター)

5. 次年度の取り組み方針について

辻堂市民センターより、次のとおり説明した。

- ・個別避難計画については、内容に変更があれば更新し、新規で策定が必要な人がいれば対応するもののため、来年度以降も取り組みを継続していくことが必要。
- ・来年度も引き続き自治会町内会で担当者を選出いただき、ご対応をお願いする。
- ・年度末にかけて自治会町内会内でも役員の変更があるかと思うので、その際には個別避難計画担当者についても引き継いでいただきたい。
- ・来年度の会議予定については決まり次第ご連絡する。

【意見等】

質問：引き継ぐ際にも今日の資料がデータであると良いが、対応可能か。(辻堂東海岸3丁目町内会)

回答：藤沢市ホームページに第1回の資料を掲載している場所があるので、そこに第2回の資料も掲載する。(辻堂市民センター)

以 上